

岡本の国会での質問

170-衆-厚生労働委員会-3号 平成20年11月14日

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。

まず冒頭、午前の柚木委員の質問に対して、私からも改めてちょっと確認をしておきたい。

大臣が明確にお答えになられなかったものですから、私、お聞きをしたいと思っておるんですけども、今回の墨東病院でのいわゆる産婦人科救急における事件について、事件と言うべきか、事象について、大臣としては、これは東京都に、もっと言えば都知事に責任があるというふうに、幾ばくかでも責任があるというふうにお考えかということについてお答えになられていなかったような気がしましたので、それについては大臣はどのようにお考えかということをお答えいただきたいと思っています。

○舛添国務大臣 柚木議員の御質問が、都知事の発言についてどうかということをおっしゃったものですから、発言についてはつまびらかにしませんということが一つ。

しかしながら、江戸川の医師会を訪れたときに、二月から都に対して要求をしていたんだ、それに対してきちんと対応できなかったことについては、私は、都は責任がある。そして、これは都立病院ですから、それはきちんとやっていただきたいと思います。そして、国が責任逃れするためにそういうことを言っているのではなくて、国も全力を挙げてやらないといけない、我々も反省すべき点はたくさんある、そういうふうに思っております。

○岡本(充)委員 都の責任を大臣としてもお考えになられているということでもありますから、これはしかるべき対応を当委員会でも考えていかなければならないのではないかとこのように思っておりますし、厚生労働省においても真剣な対応を求めたいと思います。

これとあわせて、昨今、年末に向けて二十一年度の予算が組まれていく中、やはり大変関心を集めているのは社会保障費の二千二百億円の削減をどうしていくのかということです。実際にさまざまな御意見があると思いますけれども、今回の給付金ですか、二兆円お金があるんなら、この二千二百億円、少なくとも数年、まずは財政的な担保ができるまでの間、削減をちょっと待つとか、何らかの措置がとれるであろうと私なんかは考えるわけです。

そういう意味では、大臣、来年度もこの二千二百億円の削減というのはやっていく、そういうお考えなんですか、それとも、その話が出たときには、極論を言えば、閣議の中で明確に抵抗をされるぐらいの強い決意がおありなのか、そこをお答えいただきたいと思っています。

○舛添国務大臣 民主党の岡本先生から、それから先ほどは我が党の清水先生から同様の意見を賜りました。

麻生内閣の一員として、政府そして与党の協議の中において、私は、二千二百億の削減はもう限界に達しているということを今後とも言い続けて、それは、私の考えからすると、これをもう完全に無くしてしまうというのが一番いいわけですから、そういう方向での努力は全力を挙げてやります。

しかし、さまざまな議論がそこであるでしょうから、その願いがかなうかどうかはわかりません。しかし、もう限界に達しているということで、今の岡本委員、そしてまた清水委員の先ほどの意見も大変貴重なものだと思いますから、それを胸に秘めまして、しっかりと主張すべきは主張して予算の編成過程で努力をしまいたいと思います。

○岡本(充)委員 そういう意味では、私も閣議の中でどういう議論をされているかわかりませんが、ある意味、自分の首をかけても自分の信念は曲げないんだと言って更迭をされた大臣も、私の記憶をする中でも平成十七年にお見えだったような気がします。そういう意味では、自分の首をかけてでもこれは問題があるということを言うぐらいの覚悟をお示しいただきたいし、やはり現場はそうやって願っていますよ。それを言えるかどうかが大臣としてこれから大きく評価をされるかどうかの分岐点なんじゃないかなと私は思っています。

二兆円の定額給付の話はここで議論する話ではないんですけれども、これも、正直言って、これだけのお金があるんだということをいろいろな人が知ってしまったという部分もあります。埋蔵金はない、ないと言われる中、実はお金はあるんじゃないかという話になっています。

率直に、麻生内閣のメンバーの一人として、この定額給付金、二兆円をこういう方法で、閣議でも決められてやっていくという話、舛添大臣はどういうふうにお考えなんですか。

○舛添国務大臣 アメリカ発の金融危機ということで、非常に現下の経済情勢、これは実体経済にまで影響を及ぼしているので大変な状況にあると思います。その中で、きょうも午前中の議論がありましたように、失業者の増大、その他さまざまな問題が出てきていますから、直接的に現金の支給というのは、それぞれの家計にとって非常に助かることであろうし、一定の成果はあると思います。

しかしながら、委員がおっしゃったように、社会保障全体についてどうするか。今回の目の前の経済情勢に対しての一つの効果的な策だと思いますけれども、片一方で、老後そして病気になったとき、職を失ったとき、そういうときの持続的、継続的な安心の基盤はつくらないといけないというふうに思っていますので、両方が実現できるように頑張りたいと思っています。

○岡本(充)委員 今みじくも大臣がおっしゃられましたように、結局、皆さんがお金を使うかどうかというのは、きょう、あしたの一万二千元、二万円のお金じゃないと思うんですね。やはり将来にわたって自分がどうなるか不安だ、そこに対しての、将来不安に対する解決策が示されないまま一万二千元のお金をもらって、それで喜べという話が私は無理があるんじゃないかと。支給の方法にも問題があるし、額についても無理があるんじゃないかと私は感じています。その意見については大臣はどうお考えになられますか。

○舛添国務大臣 岡本委員の御意見も私ももっともな面があるというふうに思います。

○岡本(充)委員 ぜひ改めて再考をされるように、これはやはりまた大臣であるがゆえにできることでありますから、ぜひそこは閣内で十分に御議論いただきたいと思っています。

さて、きょうの質問通告していた内容に移りますけれども、皆様のお手元にもお配りをしておりませんが、米国産牛肉の問題ですね。

引き続き今これだけの違反事例がある。同じ会社の同じ工場違反事例を起こしており、これはどれも、実は、アメリカからいわゆる再発防止措置なり改善措置を申し出てくるいわゆる調査報告書が提出されると、すんなり輸入禁止措置の保留が解除されているんですね。これは、再考を求めたり、もしくは場合によっては見直しを求めるなど、討議をしていくべきではないか。

これを見ると、いわゆる報告書が出て、そう間もなく保留を解除する、こういうふうになっています。しっかりと中身を検討し、そして場合によっては一回はねるぐらいの話があってもよかりしに、これではしゃんしゃんだと言われても仕方がない。ここは改めて対応を吟味してもらいたいと思うわけですが、大臣にお答えをいただきたいと思っています。

○舛添国務大臣 この米国産の牛肉の問題のある混載事案につきましては、まず、これを発見次第直ちにその肉を処理した施設からの輸入を停止する、その上で報告書を求める、そしてその報告書についてもきちんと農林水産省とともに内容を精査し、そしてまた現地の調査も行っていると

ころでありますので、今後ともその基本的な姿勢を堅持して、報告書についても厳しく内容を吟味したいと思います。

○岡本(充)委員 もちろん十分な報告書が来ればいいですけども、場合によっては突き返すぐらいの話があってしかるべきだということを指摘しているわけです。

その上で、おめくりをいただいて、これは二の一となっていますページですけども、「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」、これは毎年日米間で出し合っているものなんですけれども、平成十九年十月十八日発行の要望事項の中には、BSE対策で飼料規制とサーベイランスというのが入っていました。ところが、ことし十月十五日に発行されたこの要望事項の中からはこれがもう完全に消えてなくなっています。

大臣は、このことについて農水省と議論をしたり、もしくは削除するということについて御了承されているのでしょうか。

○舛添国務大臣 専ら飼料規制については農林水産省の管轄であるということで、農林水産省が食品安全委員会の見解に基づいて対応するということですので、事前に、こういうふうにするからとか、したがって、厚生労働省、大臣、これでいいか、そういう事前の照会その他は全くございません。

サーベイランスの継続に関する要望書が削られたということですけども、これについても私は事前にかかわり知らないところでございます。

○岡本(充)委員 農水省にも来てもらっています。それでいいんですか。これは、厚生労働、農林水産とできちっと協議をして話を進めていくべき課題ですよ。それを、農林水産省単独で勝手に話を進めて、重要な要望を削除したということですよ。

しかも、これは、実は民主党の方からこの要望を載せるべきだと言って載せてきた。ところが、削除するときには民主党の方にこの内容についてお知らせがないままこれはこっそり削除をして、いろいろな要望事項を出していますけれども、いつの間にか削除をして、削除されているじゃないかとこちらから指摘をされて初めて、削除したんです、こういう話をする。これは信義にもとると言われても仕方がない話ですね。ぜひ、どうしてこれを削除するに至ったのか、つまびらかにしていただきたいんですけども。

○梅田政府参考人 過去二回、平成十八年、平成十九年の年次改革要望書におきましては、食品安全委員会が取りまとめた米国産牛肉等に係る食品健康影響評価の結論への附帯事項におきまして、健康な牛を含む十分なサーベイランスの継続が必要であるということ、また、特定危険部位の、牛用飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のあるほかの動物の飼料への利用も禁止する必要があるとされたことから、米国側に対し本件を要望してきたところでございます。

今回の年次改革要望に当たりましては、まずサーベイランスにつきましては、米国では、平成十八年八月に拡大サーベイランスから現行のBSEサーベイランスに移行しましたが、食品安全委員会が平成十九年一月に示しました米国BSEサーベイランス見直しに対する見解におきまして、「高リスク牛により重点を置いたサーベイランスであり、その考え方自体は理解できるものであり、サンプル数そのものは少なくなるからといって一概に問題であるとは言えない」としているということ、また、飼料規制について、米国政府が本年四月の官報告示によりまして、来年四月から飼料規制を強化し、三十カ月以上の牛の脳及び脊髄について、牛用のみならず他の動物への利用も禁止すること等を明らかにしたことから要望を行わなかったところでございます。

本件に関しましては、今後とも米国におけるBSE対策の実施状況について十分注視していくこととしたいと考えております。

○岡本(充)委員 この飼料規制に関しては、まだ、来年の四月から実施の話であって、実際どう

なるかもわからないもの、それからサーベイランスについても、決して、食品安全委員会でもう十分だという話になっているわけではない。二〇〇五年十二月のいわゆる食品健康影響評価の結論への附帯事項はまだ生きています。そういう意味では、これが残っているながら、厚生労働省とも相談をせずこの事項を削除したということについては、私は問題だと思っていますよ。

大臣、ぜひこれは農林水産大臣とよく話をさせていただいて、もう一度要望をしていく。し続けることが重要なんです。これをぜひ、行っていただけるかどうか、明確にお答えいただきたいと思います。

○舛添国務大臣 食の安全ということは極めて重要な問題でございますので、それぞれ管轄は違いますが、農林水産大臣とこの件についてきちんと協議をして、しかるべき対応をしたいと思っております。

○岡本(充)委員 ぜひ、今からでも遅くない、要望をし続けることが重要だということを対策としてお示しをいただいて、また民主党に、これはそもそも言い出したのは民主党ですから、きちっと御報告をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○舛添国務大臣 どういう対応をとれるか農林水産大臣と協議をした上で、第一義的には、これは農林水産省の知見の範囲の中でやるわけでありまして、その上で、結果が出ましたらきちんとお知らせするようにいたします。

○岡本(充)委員 次に、三ページの方でありますけれども、実は、農林水産省、それと国土交通省については今般、会計検査院から、いわゆる国庫補助事業の事務費の不適正使用について問題点が指摘をされました。

厚生労働省についても、補助金について、一部事務費があるというふうに私は承知をしております。その資料を出すように二日前から確かに要求を始めたところでもありますけれども、きのう、そして本日に至って、やはり出ない。一例だけでも出してくれと言いましたけれども、一例も出せない、例示もできないという大変残念な対応であります。

私としては、最初は、全部積み上げてくれ、それは無理だ、それはそうか、では一例でもいいから出してくれということで譲歩をしたつもりだったんですけれども、それですらその資料を出してもらえないというのは、大変遺憾であり残念であると思っています。大臣、そういう意味で、対応をもう一度改めていただきたいのが一つ。

それから、ぜひ、ここにも書いてありますけれども、「相当の日数を要する」と書いてある一ですが、これについては早急にお出しをいただきたいと思っております。この国会が終わるともう質問主意書も出せなくなってくるということもありますので、できればこの国会が閉じる少なくとも数日前には出していただきたいというふうに思うわけですが、いかがでございましょうか。

○舛添国務大臣 地方公共団体向けの補助金ですけれども、これは、補助事業ごとの単位での計算が出ております。したがって、その事務費の実績額をまとめるというのは、また別の作業が要るもので、今作業をさせておりますが、今委員がおっしゃったように、ちょっと来週は間に合わないかもしれませんが、国会が閉じるまでにはきちんと出すようにいたします。

○岡本(充)委員 その上で、指導監督のあり方についてですけれども、きょうは会計検査院にもお越しいただいております。

会計検査院に全部検査をしてもらおうというのは私は物理的にも無理があると思っています。今回の農林水産、国土交通省で指摘された事案を見ながら、厚生労働省の中でも、自分たちの補助金の事務費について不正流用がなかったのかどうかを点検、確認をしてもらいたいと思うわけなんですけれども、それはしていただけますでしょうか。

○舛添国務大臣 間接経費につきましては、基本的に、その研究費が所属している所属機関が責任を持って執行しろということになっております。しかしながら、今後、今のような問題も御指摘いただきましたので、間接経費の監査の実施についても検討してまいりたいと思います。

○岡本(充)委員 検討してまいりたいだと、してもらえるかどうかわからないんですよね。ぜひ、今回の会計検査院の報告を受けて、厚生労働省の中で監査を改めて見直す必要があるんじゃないかということ、やっていただきたいということです。お答えいただけますか。

○舛添国務大臣 今般の会計検査院の決算報告書におきまして、農林水産、国土交通両省が選ばれて、きちんと昨年の調査結果においてやったということでもありますけれども、今の点については、今どういう状況にあるかというのは、とにかく監査を含めてきちんとまずは検討させていただきたいと思います。そして、今委員がおっしゃったような方向で、どういう形でそれを実現できるか、少し時間をいただければと思います。

○岡本(充)委員 きょうは会計検査院にもお越しいただいていますけれども、これはやはり厚生労働省分の事務費についても、もちろん疑ってかかるわけではないんですけれども、調べた方がいいとお考えになられるかどうか一点。

それから、厚生労働省からの求めがあれば、どういう方法で調査をしたらいいかということについても協議に応じていただけるといことでよろしいのでしょうか。

この二点、御確認いただけますでしょうか。

○真島会計検査院当局者 お答えいたします。

今回、会計実地検査をした十二の道府県すべてにおきまして、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等につきまして検査いたしました結果、不適正な会計経理が発見されたことを踏まえまして、その他の県等についても既に検査に着手しておりまして、引き続き順次検査していくこととしていただいております。

今回会計検査院が検査の対象としなかった会計経理につきましても、私どもの検査の結果を踏まえまして、地方公共団体みずから調査を実施したり、国庫補助金の交付省庁が確認、指導を十分行ったりすることは、会計経理の適正化のためにも望ましいことと考えております。

また、お尋ねの検査のノウハウ等々の点でございますが、会計検査院は、外部監査機関として、良好な事例あるいは問題のある事例などさまざまな事例を承知しているところでございますし、またいろいろなデータや検査ノウハウの蓄積もございます。特に、是正の事例や再発防止事例などを検査対象機関の参考に供することは、会計経理の適正を期しかつ是正を図る上で重要と考えております。

このため、会計検査院としては、これまでもいろいろな努力を積み重ねてきておりますが、引き続き厳正な検査を実施していくとともに、検査の結果については、各省庁等において会計経理の適正化を図る上で参考にしていただけるようにさらに努めてまいりたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 もうこれで終わりますが、その際には、今回、大臣、今お話をした事務費もそうですが、四ページ以降、これは前回も指摘をしましたけれども、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」ですけれども、これは前回もお話しました間接経費ですね。領収書も要らないという状況で五百億を超えるお金が使われているという状況です。

これは、もちろん全部がどうと言うつもりはないんです。ただ、適正に執行されているかどうかを確認できる状況にないということも問題だということもぜひ御認識をいただいて、これについてもあわせて調査、検討をいただきたいということを最後にお願ひして、質問を終わります。